第50回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

株式会社の新株予約権等に関する事項

社外役員に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2025年６月１日から2026年５月31日まで）

GO株式会社

1．株式会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2021年5月27日	2024年9月27日
新株予約権の数		22,000個	6,446個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,200,000株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 644,600株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり357円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 21,800円 (１株当たり 218円)	新株予約権１個当たり 1円 (１株当たり 1円)
権利行使期間		2021年7月31日から 2031年7月30日まで	2026年10月2日から 2034年9月27日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役（監査等委員・社外取締役を除く。）	新株予約権の数 21,820個 目的となる株式数 2,182,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 6,446個 目的となる株式数 644,600株 保有者数 2名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名（注）4	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

		第１３回新株予約権
発行決議日		2025年3月24日
新株予約権の数		12,956個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　1,295,600株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり3,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　74,000円 (１株当たり　740円)
権利行使期間		2025年5月21日から 2035年5月18日まで
行使の条件		(注) 3
役員の保有状況	取締役（監査等委員・社外取締役を除く。）	新株予約権の数　12,956個 目的となる株式数　1,295,600株 保有者数　2名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名

(注) 1．第３回新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式の日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社取締役会において当社が定める支配権移転取引が承認された場合（当該支配権移転取引につき当社株主総会の承認が必要な場合にあっては、当社株主総会において当該支配権移転取引が承認されたとき）、その他当社取締役会が本新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要しないものとする。

③ 上記②にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合においては、当社取締役会が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認したときは、相続開始後１年以内に限り、当該新株予約権者の相続人は、当社所定の手続に従い、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。かかる場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合における本新株予約権の再度の相続も認めない。

④ 本新株予約権の割当日から満期日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存

するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行又は処分が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b) 当社普通株式につき、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。

⑤ 上記①から④までの規定にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)乃至(c)に掲げる各号の一に該当した場合には、以後、未行使の本新株予約権を行使することはできないものとする。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合。

(b) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

(c) 法令又は当社若しくは当社の子会社の定款、就業規則その他の社内規則（当社との間で締結されている契約を含む。）の重大な点において違反する行為、又は、当社若しくは子会社に対する背信行為があり、かかる行為により本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めたとき。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．第９回新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されない限り、本新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日後当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日から２年を経過する日までの間継続して当社の代表取締役に在任することを条件として、その翌日（以下「制限解除日」という。）以降、割当てを受けた本新株予約権の40％（以下「行使上限」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。また、制限解除日の翌日以降、四半期末日が経過するごとに、本新株予約権の割当日後当該四半期末日まで継続して当社の代表取締役に在任することを条件として、その翌日以降、行使上限の割合に５％が加算されるものとする。

③ 前号の定めにかかわらず、新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位をいずれも喪失し、地位喪失日から起算して90日を経過したときは、本新株予約権を行使することができない。ただし、職務に耐えない健康上の理由によるものその他自己都合以外の理由による

地位喪失の場合であって、当社取締役会が認めた場合はこの限りでない。

④ 新株予約権者が死亡した場合においては、当該新株予約権者の相続人は、当社取締役会が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合に限り、かつ、相続開始後１年以内に限り、当社所定の手続に従い、新株予約権者が死亡直前時に行使することのできた本新株予約権を行使することができる。かかる場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合における本新株予約権の再度の相続も認めない。

⑤ 新株予約権者は、以下の(a)乃至(c)に掲げる各号の一に該当した場合には、以後、未行使の本新株予約権を行使することはできないものとする。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合。

(b) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。）であること又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

(c) 法令又は当社若しくは当社の子会社の定款、就業規則その他の社内規則（当社との間で締結されている契約を含む。）の重大な点において違反する行為、又は、当社若しくは子会社に対する背信行為があり、かかる行為により本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めたとき。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

３．第１３回新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が死亡した場合においては、当該新株予約権者の相続人は、当社取締役会が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合に限り、かつ、相続開始後１年以内に限り、当社所定の手続に従い、新株予約権者が死亡直前時に行使することのできた本新株予約権を行使することができる。かかる場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合における本新株予約権の再度の相続も認めない。

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

４．取締役（監査等委員）１名が保有している新株予約権は、取締役（監査等委員）就任前に付与されたものであります。

５．2026年２月20日付で行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

2．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（常勤監査等委員）桑原　清幸氏は、桑原清幸会計事務所の代表及び東京エレクトロンデバイス株式会社の非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）雨宮　美季氏は、AZX Professionals Group のパートナー弁護士、株式会社ROXXの社外監査役、経済産業省「スタートアップ新市場創出タスクフォース」構成員、一般社団法人スタートアップデータ標準化協会の監事、一般社団法人スタートアップエコシステム協会の監事であります。当社とAZX Professionals Group との間には、一般的な法人取引がありますが、その取引額は双方の事業規模に照らして極めて僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。当社とその他の兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）寺田　航平氏は、株式会社マーケットエンタープライズの取締役、寺田倉庫株式会社の代表取締役社長、株式会社堀木エリ子アンドアソシエイツの取締役、株式会社コウェルの代表取締役会長、公益社団法人経済同友会の副代表幹事、一般財団法人アジアン・カルチュラル・カウンシル日本財団の代表理事であります。当社と株式会社マーケットエンタープライズ、寺田倉庫株式会社及び株式会社コウェルとの間には、一般的な法人取引がありますが、その取引額は双方の事業規模に照らして極めて僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。当社とその他の兼職先との間には、特別の関係はありません。

・2026年１月30日付をもって監査等委員でない取締役を辞任いたしました各氏の辞任時点における兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係は、以下のとおりであります。

  ・廣瀬　篁治氏は、当社の主要株主である日本交通ホールディングス株式会社からの派遣取締役であり、同氏は、同社の子会社である日本交通株式会社の特別顧問でありました。

  ・坪谷　寿一氏及び笹原　優子氏は、当社の主要株主である株式会社NTTドコモからの派遣取締役であり、坪谷　寿一氏は、同社の常務執行役員 経営企画部長、笹原　優子氏は、同社の経営企画部 担当部長でありました。

  ・糸木　悠氏は、当社の株主である複数の特別目的会社（SPC）を管理するゴールドマン・サックスグループからの派遣取締役であり、同氏は、同グループに属するゴールドマン・サックス証券株式会社のマネージング・ディレクターでありました。

  ・山下　隆二氏は、当社の主要株主である株式会社アイシンからの派遣取締役であり、同氏は、同社の理事 製品開発センターLBS製品本部長でありました。

  ・鶴田　洋介氏は、当社の主要株主であるトヨタ自動車株式会社からの派遣取締役であり、

同氏は、同社のエアロ・モビリティ事業部 部長でありました。
・渡辺　圭吾氏は、当社の主要株主である株式会社ディー・エヌ・エーからの派遣取締役であり、同氏は、同社の取締役兼執行役員 経営企画本部長でありました。

(2)　当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)　桑原　清幸	当事業年度に開催された取締役会13回（書面決議によるものを除く）のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会においては、委員長として当社及び当社グループ会社の内部統制システムやガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っており、社外取締役として十分な役割・責務を果たしています。
取締役 (監査等委員)　雨宮　美季	当事業年度に開催された取締役会13回（書面決議によるものを除く）のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会においては、当社及び当社グループ会社のリスク管理やコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っており、社外取締役として十分な役割・責務を果たしています。
取締役 (監査等委員)　寺田　航平	当事業年度に開催された取締役会13回（書面決議によるものを除く）のすべてに、また監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査等委員会においては、当社及び当社グループ会社のガバナンス体制について適宜、必要な発言を行っているほか、指名・報酬委員会委員長として、当社の取締役報酬の制度設計等に関する検討にも貢献しており、社外取締役として十分な役割・責務を果たしています。

（注）　監査等委員でない取締役 廣瀬　篁治、坪谷　寿一、糸木　悠、山下　隆二、笹原　優子、鶴田　洋介及び渡辺　圭吾各氏は、2026年１月30日に辞任するまでに、当事業年度に開催された取締役会（書面決議によるものを除く全８回。廣瀬氏７回出席、坪谷氏０回出席、糸木氏８回出席、山下氏６回出席、笹原氏８回出席、鶴田氏７回出席、渡辺氏７回出席）において、主に社外取締役兼株主の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っておりました。なお、出席が叶わない場合においても、事前に

取締役会の資料を精査し、必要に応じて議案に対する意見を伝達する等、経営監視の職務を遂行しておりました。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)　業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの構築の基本方針として取締役会で決議した内容は、以下のとおりです。

① 当社及びその連結子会社から成る企業集団（以下「GOグループ」という。）の取締役及び使用人（従業員）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 公正な企業活動を展開し、GOグループに対する社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款及び規程類を遵守する。

(b) コンプライアンスを徹底するためのリスク・コンプライアンス委員会等の組織体制を整備・運用するとともに、定期的にGOグループの法令遵守状況の点検活動を行い、点検結果に対応した適正な措置を講じる。

(c) 法令違反行為の早期発見及び早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、内部通報制度を整備・運用する。また、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記すること等、必要な体制を整備・運用する。

(d) 取締役会の適正な運営を図るため、取締役会規程を制定の上、これに基づき、取締役会を原則として月１回開催し、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。

(e) 独立性のある社外取締役が取締役会に出席して審議に加わることにより、業務執行の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上を図る。

(f) 内部監査を担う内部統制監査室を設置し、各部門から独立した監査を実施する。

(g) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。

(h) 反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力対応規程を定め、これに基づき、GOグループの各会社（以下「グループ各社」という。）において業務実態に応じた規程類を整備・運用し、その遵守を徹底する。

② 当社取締役及び使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報は文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録することとし、文書の作成、管理等に関する規程類を整備・運用する。

(b) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報及び個人情報を適切に取り扱うための規程類を整備・運用する。また、社内研修等の機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
(c) 会社法、金融商品取引法及び証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) リスク管理・コンプライアンス規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。
(b) 当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関して必要な事項を定め、適切に評価・管理を行う体制を整備し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減を図る。
(c) 危機発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。

④ 当社取締役及び使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程において経営組織、職制、業務分掌並びに職位別の決裁事項及び決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
(b) 取締役会を原則として月１回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。また、取締役会の経営効率を向上させるため、取締役及び代表取締役の指名する者を構成員とする業務執行会議（GO15）を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に実施できる体制とする。
(c) 経営計画を定めるとともに、予算制度、目標管理制度等の経営管理制度を整備・運用する。
(d) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化及び内部統制の強化等の観点から、最適なITシステムを構築し、運用する。

⑤ GOグループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a) 当社は関係会社管理規程に基づき、連結子会社に対する指導・支援を含む適切なグループ経営管理を行う。

(b) 業務執行案件について適切に意思決定するために、当社の人員を派遣し、子会社の取締役とするほか、必要に応じて当社の重要会議体に出席するとともに、当社の関連部署及び担当役員と協議・報告を行う。
(c) コンプライアンスに対する意識、行動規範をグループの共通認識とした上で早期発見、その是正及び適切な対応が実現できるよう、リスク・コンプライアンス委員会を中心として企業倫理遵守のための施策を講じる。
(d) 内部統制監査室は、GOグループの業務の適正性について内部監査を行い、必要に応じて連結子会社を往査する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
(a) 当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
(b) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
(c) 財務報告の信頼性を確保するために、社長直轄の内部統制評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。
(d) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

⑦ 当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査等委員会が定めた監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。
(b) 選定監査等委員が業務執行会議（GO15）等の重要会議体に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査等委員会の求める事項について、グループ各社が適切に報告をするための体制を整備・運用する。
(c) グループ各社において、取締役・使用人が重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直ちに監査等委員会に当該事実等を報告するための体制を整備・運用する。
(d) 代表取締役と監査等委員会が定期的に会合をもち、監査上の重要課題や監査等委員会の環境整備等について意見交換を行う。
(e) 内部監査を担う内部統制監査室は、監査計画及び監査結果に関して意見交換を行う等、監査等委員会と密接な連携を保つよう努める。

(f) 必要に応じて、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員補助（職務を補助すべき使用人）を置くこととし、その人事については、監査等委員会の意見を尊重した上で行い、当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。

(g) 監査等委員の職務の執行にかかる費用又は債務については、会社法第399条の２第４項の規定により、監査等委員からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度のGOグループにおける内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行について

(a) 取締役会を13回開催し（書面決議によるものを除く）、法令等に定められた重要事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行いました。また、業務執行会議（GO15）を毎週開催し、必要の都度、業務執行に関する機動的な意思決定を行いました。

(b) 取締役会等の重要な会議の議事録等を適切に作成の上保存し、アクセス権限管理を適切に行っております。

② コンプライアンス及びリスク管理について

(a) 全役職員を対象としたコンプライアンス研修（入社時研修、ハラスメント研修、インサイダー取引に関する研修、情報セキュリティ研修等）を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。また、内部通報制度については、窓口に寄せられた通報について規程に基づき適切に調査・対応を行い、通報者の保護を徹底しております。

(b) 四半期に1回、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関する事項について共有し、協議を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会で報告、議論された内容については、取締役会で報告が行われております。

③ 内部監査について

内部統制監査室は、内部監査計画に基づき、GOグループ各社の内部監査を実施し、内部監査の結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。また、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その有効性を確認しております。

④　グループ管理体制について

関係会社管理規程に基づき、連結子会社の重要事項に関する事前協議及び報告を適時受領したほか、当社より役員等を派遣し、適切にグループ経営の管理・監督を行っております。

⑤　監査等委員会の監査の実効性確保について

(a) 監査等委員会を12回開催したほか、監査計画に基づく監査を実施するとともに、開催された取締役会への出席や代表取締役との意見交換（経営上の重要課題等）を通じて取締役の職務の執行を監査しております。

(b) 常勤監査等委員が業務執行会議（GO15）等の重要会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧や当社及びグループ会社への往査を実施し、適時適切な情報の把握に努めております。これらを通じて取締役の職務執行の適法性や妥当性を監査し、監査等委員会への報告や必要に応じた意見表明を行っております。

4．会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

連結株主資本等変動計算書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当連結会計年度期首残高	100	21,483	△5,491	16,091	217	1,239	17,548
当連結会計年度変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			8,838	8,838			8,838
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					370	1,088	1,458
当連結会計年度変動額合計	―	―	8,838	8,838	370	1,088	10,297
当連結会計年度末残高	100	21,483	3,346	24,929	588	2,328	27,846

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

全ての子会社を連結しております。

・連結子会社の数　３社

・主要な連結子会社の名称　株式会社IRIS
愛のタクシーチケット株式会社
株式会社MOMO A

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　２社

・主要な会社等の名称　GOドライブ株式会社
GOジョブ株式会社

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当社による㈱MOMO A（以下「モモエース」）の株式の取得により、モモエースを連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、当社が運営するスマートドライビング事業及び採用支援事業について会社分割（新設分割）を行い、それぞれGOドライブ株式会社（以下「GOドライブ」）及びGOジョブ株式会社（以下「GOジョブ」）へ承継し、GOドライブ及びGOジョブによる第三者割当増資の実施により、GOドライブ及びGOジョブを当社の持分法適用関連会社としております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.棚卸資産

・商品、貯蔵品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品（ソフトウェア仕掛品を含む）
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	５年～18年
機械装置及び運搬具	２年～６年
工具、器具及び備品	２年～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。
ソフトウェア（自社利用） ５年（社内における利用可能期間）

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．クーポン引当金　GO事業において配布したクーポンの将来の利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率及び失効率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ハ．ポイント引当金　GO事業において、乗務員へ付与されるポイントの将来の利用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、利用実績率及び失効率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ニ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ホ．修繕引当金　共同利用する事業拠点の原状回復費用の負担に備えるため、当該拠点の賃借人との契約に基づく将来の負担見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にGO事業において、当社が提供するタクシーアプリ『GO』（GOアプリ）を通じたタクシー配車、及びそれに関連する各種サービスの提供を行っております。GO事業において計上する主な収益は、GOアプリを通じてタクシー配車を行ったことにより生じる「アプリ配車収入」及び、GOアプリによるタクシー配車に関連して当社が提供するサービスに対して発生する「タクシー関連サービス収入」があります。

「アプリ配車収入」は、主に、GOアプリのユーザーに対し、GOアプリ内の各種機能を利用したことに対して生じる利用料と、GOアプリを通じた配車に応じタクシー事業者に対して発生する手数料より構成されます。前者はGOアプリの当該機能を利用した配車が完了した時点において収益を認識し、後者はタクシー事業者との契約に基づき、契約に定めるサービス提供期間にわたり、GOアプリによる配車実績に基づき算定した額を収益として認識しております。

「タクシー関連サービス収入」には、タクシー事業者が乗客に対し請求する料金（乗車料金、迎車料金等）を当社がタクシー事業者に代わり収受することに対する決済手数料、タクシー内での広告出稿に対する広告料、及びこれらのサービスを提供するための車載端末の利用料等が含まれます。これらの収入は、タクシー事業者との契約に基づき、契約に定めるサービス提供期間にわたり、決済額や広告出稿期間、車載端末の利用期間及び台数等の実績に基づき算定した額を収益として認識しております。

なお、上記のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

2．会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

繰延税金資産	4,655

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 算出方法

税務上の繰越欠損金を含む将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及びタックス・プランニング等を考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で繰延税金資産を認識しております。

(b) 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、当社のタクシーアプリによる実車数及び実車当たり単価であります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得は、その見積りの前提とした条件や仮定は経済動向や顧客需要の変化等の将来における事業環境の変動による影響を受ける可能性があり不確実性を伴うことから、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　882百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

破産更生債権等　7百万円

(3) 保証債務

以下の会社のリース契約に対し債務保証を行っております。

GOドライブ株式会社　878百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　77,679,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	株式の種類	株式の数
第３回新株予約権	普通株式	2,200,000株
第４回新株予約権	普通株式	1,931,000株
第５回新株予約権	普通株式	7,500株
第６回新株予約権	普通株式	379,000株
第７回新株予約権	普通株式	772,800株
第７回の２新株予約権	普通株式	151,000株
第13回新株予約権	普通株式	1,295,600株
第14回新株予約権	普通株式	788,300株
第15回新株予約権	普通株式	100,000株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づく設備投資等の資金需要に照らし、必要となる資金を主に株式による資金調達により調達しております。資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として運用し、投機的な取引は行わない方針です。デリバティブ取引については、後述する事業上のリスクを回避することを目的とする場合のみ利用する方針としております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で６年後であります。

未収入金及び未払金は、主に当社がタクシー乗車料金をタクシー事業者に代わって収受したことによって発生した、カード会社を始めとした決済会社に対する未収入金、及びタクシー事業者に対して支払うべき未払金で、すべて取引の発生より１年以内に決済されるものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、債権管理規程に従い、各事業部門が管理部門と連携し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに入金状況を事業部門に随時共有し、必要に応じ取引先の状況をモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、資金計画に基づき資金調達を行い手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち9.5％が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① リース投資資産	2,596	2,571	△25
資産計	2,596	2,571	△25
② リース債務	2,702	2,680	△22
負債計	2,702	2,680	△22

(注) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
投資有価証券	0
関係会社株式	763

(注１) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	34,584	－	－	－
売掛金	4,164	－	－	－
リース投資資産	1,498	1,234	2	
未収入金	26,456	－	－	－
合計	66,703	1,234	2	

（注２）リース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務	1,515	780	328	86	19	3
合計	1,515	780	328	86	19	3

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース投資資産	－	2,571	－	2,571
資産計	－	2,571	－	2,571
リース債務	－	2,680	－	2,680
負債計	－	2,680	－	2,680

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース投資資産

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

6．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上区分	当連結会計年度 (自2025年６月１日 至2026年５月31日)
GO事業	
アプリ配車収入	19,566
タクシー関連サービス収入	18,215
計	37,782
その他	3,578
顧客との契約から生じる収益	41,360
その他の収益	85
外部顧客への売上高	41,446

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(5) 会計方針に関する事項　④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	3,291
売掛金（期末残高）	4,164
契約負債（期首残高）	154
契約負債（期末残高）	289

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は154百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　320円93銭

(2) １株当たりの当期純利益　113円78銭

8．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、2026年５月14日及び2026年６月１日の取締役会の決議に基づき、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を実施し、2026年７月15日に払込が完了しております。

募集方法	：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
払込期日	：2026年７月15日
発行する株式の種類及び数	：普通株式　3,085,900株
割当価格	：１株につき　2,268円
資本組入額	：１株につき　1,134円
割当価額の総額	：6,998,821,200円
増加する資本金の額	：3,499,410,600円
増加する資本準備金の額	：3,499,410,600円
資金の使途	：主として自動運転タクシーの実装に向けたプロジェクトにおける研究開発並びに企業買収等を通じた事業基盤拡大及び事業領域拡大に向けた、タクシー領域に関連する事業を行っている企業、物流領域でのソリューション提供や配送を行っている企業への投資資金に充当

9．その他の注記

（企業結合等に関する注記）

（会社分割（新設分割）及び新設会社の第三者割当増資による持分法適用関連会社への移行）

当社は、2025年５月26日開催の取締役会において、当社が運営するスマートドライビング事業（以下「本事業」といいます。）において、本事業を会社分割（新設分割）による新設会社（以下「本新設会社」といいます。）に承継させ、株式会社ゼンリン（以下「ゼンリン社」といいます。）、東京センチュリー株式会社（以下「東京センチュリー社」といいます。）並びにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおい社」）による資本参加を決議いたしました。

当該決議に基づき、2025年８月１日付けで会社分割（新設分割）を実施し、2025年８月８日にゼンリン社、東京センチュリー社並びにあいおい社からの第三者割当増資の払込が完了したことにより、本新設会社は当社の持分法適用関連会社となりました。

１．取引の目的

当社は事故削減支援を行う次世代AIドラレコサービス『DRIVE CHART』や、同サービスで収集したビッグデータを活用した道路情報の自動差分抽出プロジェクトを運営してまいりました。今後は、ゼンリン社及び東京センチュリー社、あいおい社の資本参加並びに事業連携を通じて、事業成長のさらなる加速と、より強固な事業基盤の構築を目指してまいります。

２．会社分割（共通支配下の取引等）の要旨

（１）分割の日程

新設分割計画承認取締役会決議日　2025年５月26日
分割期日（効力発生日）　2025年８月１日
新設会社の設立登記日　2025年８月１日

（注）　本新設分割は会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略しております。

（２）本新設分割の方式

当社を分割会社とし、本新設会社を新設分割設立会社とする新設分割（簡易新設分割）です。

（３）本新設分割に係る割当ての内容

本新設会社が本新設分割に際して発行する株式は10,000株であり、その全てを当社に対して割当交付いたします。

（4）分割当事会社の概要

		分割会社 （2025年５月31日現在）	本新設会社 （2025年８月１日設立）
（1）	名　　称	GO㈱	GOドライブ㈱
（2）	所　在　地	東京都港区麻布台一丁目３－１ 麻布台ヒルズ森JPタワー	東京都千代田区西神田１丁目１番１号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　中島　宏	代表取締役社長　川上　裕幸
（4）	事業内容	タクシー事業者等に向けた配車システム提供等モビリティ関連事業	車両管理を行う企業の安全管理サポート等モビリティ関連事業
（5）	資　本　金	100百万円	10百万円
（6）	設立年月日	1977年８月17日	2025年８月１日
（7）	発行済株式数	776,796株	10,000株
（8）	決　算　期	５月31日	５月31日

（注）当社は2026年1月22日の取締役会決議により、2026年2月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は2025年5月31日現在（株式分割前）の発行済株式数を記載しております。

３．本新設会社の第三者割当増資（事業分離）の概要

（1）募集の概要

① 発行新株式数　普通株式　15,001株
② 発行価額　１株につき　金　63,000円
③ 発行価額の総額　金　945,063,000円
④ 資本組入額　１株につき　金　31,500円
⑤ 資本組入額の総額　金　472,531,500円
⑥ 募集方法　第三者割当
⑦ 申込期日　2025年８月８日
⑧ 払込期日　2025年８月８日
⑨ 割当先及び割当株数　ゼンリン社　本新設会社普通株式　10,000株
東京センチュリー社　本新設会社普通株式　2,502株
あいおい社　本新設会社普通株式　2,499株
⑩ 増資後の持分比率　39.99%

（2）分離する事業部門の概要

① 分離する部門の事業内容

スマートドライビング事業

② 分離する部門の経営成績（2025年７月31日時点）

売上高　　599百万円

セグメント利益　219百万円（セグメント利益は全社費用の配賦を行っていない金額となります。）

③ 分離する資産、負債の項目及び帳簿価額（2025年７月31日時点）　　（単位：百万円）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,249	流動負債	715
固定資産	0	固定負債	723
合計	1,250	合計	1,438

4．実施する会計処理の概要

本新設分割は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。また、第三者割当増資について、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(企業会計基準第７号)に基づき、子会社株式の一部売却の取引として処理しております。この第三者割当増資による新株発行を行った結果、GOドライブ株式会社は、当社の持分法適用関連会社となりました。

以上の一連の取引により、当連結会計年度において、関係会社株式302百万円及び491百万円の持分変動利益を特別利益に計上しております。

株主資本等変動計算書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
						別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	100	－	21,483	21,483	2	－	△6,734	△6,732	14,850	217	15,068
当期変動額											
当期純利益							7,121	7,121	7,121		7,121
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										370	370
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	7,121	7,121	7,121	370	7,491
当期末残高	100	－	21,483	21,483	2	－	386	389	21,972	588	22,560

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2．　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

3．　引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

クーポン引当金……GO事業において配布したクーポンの将来の利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率及び失効率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ポイント引当金……GO事業において、乗務員へ付与されるポイントの将来の利用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、利用実績率及び失効率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

修繕引当金……共同利用する事業拠点の原状回復費用の負担に備えるため、当該拠点の賃借人との契約に基づく将来の負担見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4．　収益及び費用の計上基準

当社は、主にGO事業において、当社が提供するタクシーアプリ『GO』（GOアプリ）を通じたタクシー配車、及びそれに関連する各種サービスの提供を行っております。GO事業において計上する主な収益は、GOアプリを通じてタクシー配車を行ったことにより生じる「アプリ配車収入」及び、GOアプリによるタクシー配車に関連して当社が提供するサービスに対して発生する「タクシー関連サービス収入」があります。

「アプリ配車収入」は、主に、GOアプリのユーザーに対し、GOアプリ内の各種機能を利用したことに対して生じる利用料と、GOアプリを通じた配車に応じタクシー事業者に対して発生する手数料より構成されます。前者はGOアプリの当該機能を利用した配車が完了した時点において収益を認識し、後者はタクシー事業者との契約に基づき、契約に定めるサービス提供期間にわたり、GOアプリによる配車実績に基づき算定した額を収益として認識しております。

「タクシー関連サービス収入」には、タクシー事業者が乗客に対し請求する料金（乗車料金、迎車料金等）を当社がタクシー事業者に代わり収受することに対する決済手数料、タクシー内での広告出稿に対する広告料、及びこれらのサービスを提供するための車載端末の利用料等が含まれます。これらの収入は、タクシー事業者との契約に基づき、契約に定めるサービス提供期間にわたり、決済額や広告出稿期間、車載端末の利用期間及び台数等の実績に基づき算定した額を収益として認識しております。

なお、上記のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5．　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費用は、支出時に全額費用処理する方法によっております。

会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

繰延税金資産	4,501

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）２．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1．　資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	786百万円
建物附属設備	60百万円
車両運搬具	0百万円
工具器具備品	661百万円
リース資産	64百万円

2．　減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3．　資産から直接控除した貸倒引当金

投資その他の資産	
破産更生債権等	7百万円

4．　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	418百万円
短期金銭債務	152百万円
長期金銭債務	5百万円

5．　保証債務

以下の会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

愛のタクシーチケット（株）	641百万円

以下の会社のリース契約に対し債務保証を行っております。

GOドライブ（株）	878百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	4,154百万円
仕入高	－百万円
その他の営業取引（収入分）	433百万円
その他の営業取引（支出分）	1,390百万円
営業取引以外の取引による取引高	71百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（※１）	13,379
減価償却超過額	471
賞与引当金	165
未確定債務	472
投資有価証券評価損	175
繰延資産	219
会社分割に伴う関係会社株式	470
その他	221
繰延税金資産小計	15,576
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,880
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,172
評価性引当額小計	△11,052
繰延税金資産合計	4,523
繰延税金負債	
資産除去費用	△19
その他	△3
繰延税金負債合計	△22
繰延税金資産（負債）の純額	4,501

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額を記載しております。

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	IRIS（株）	所有 直接　51％	広告媒体の提供	広告媒体の提供（売上高）（注１）	4,154	売掛金	361
子会社	愛のタクシーチケット（株）	所有 直接　100％	経営指導料	経営指導料（注２）	24	未収入金	2
			短期貸付金	資金の回収	800	関係会社短期貸付金	－
			借入等債務に対する保証	借入等債務に対する保証	641	－	－
関連会社	GOドライブ（株）	所有 直接　40％	債務保証	リース債務に対する債務保証	878	－	－

（注）１．取引条件については、IRIS（株）との基本契約に基づき決定しております。

２．経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「6．収益認識に関する注記（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	282円86銭
1株当たり当期純利益	91円68銭

重要な後発事象に関する注記

（第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、2026年5月14日及び2026年6月1日の取締役会の決議に基づき、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を実施しました。詳細は、連結注記表「8．重要な後発事象に関する注記（第三者割当増資による新株式の発行）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

（企業結合等に関する注記）

当社は、2025年5月26日開催の取締役会決議に基づき、当社が運営するスマートドライビング事業を会社分割（新設分割）による新設会社に承継させ、また当該新設会社における第三者割当増資に伴い、当該新設会社を当社の持分法適用関連会社としております。詳細は、連結注記表「9．その他の注記（企業結合等に関する注記）（会社分割（新設分割）及び新設会社の第三者割当増資による持分法適用関連会社への移行）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（注）本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。